

南越清掃組合新ごみ処理施設
整備・運営事業

安全対策要綱

令和3年3月

タクマ・タクマテクノス特定運營業務共同企業体
南越清掃組合

改訂履歴

[illegible]

目次

1. 基本事項.....	1
2. 事故発生時の体制.....	3
3. 事故のフェーズ.....	5
4. 事故の想定.....	6
5. 事故発生時の報告.....	7
6. 事故発生時の対応.....	8

1. 基本事項

(1) 目的

本施設の設備において緊急事態の発生が予測される事故に対して適切な対処方法をあらかじめ検討し、事故発生に備える。

(2) 基本行動手順

緊急時には、本マニュアルに定める事項を日常業務に優先し行わなければならない。緊急事態発生時に速やかに現場総括責任者の指揮を受け、あらかじめ定められた責任分担に従って行動する。休日または夜間等における事故発生時においては、初期段階の活動（初期対応）が可能な人員が不足している場合は、表1に示す優先順位に従って緊急対応が必要な行動を行う。

表1 基本行動の優先順位

優先順位①	避難誘導
優先順位②	応急救護
優先順位③	事故拡大防止
優先順位④	通報連絡
優先順位⑤	施設監視

※休日、夜間等における緊急事態発生時、来場者等の避難誘導が必要でない場合は、優先順位に従い行動する。

(3) 運營業務に伴う緊急事象発生時の連絡体制

運營業務に伴う緊急事象発生時の組合ならびに地元自治会への連絡体制を図1に示す。

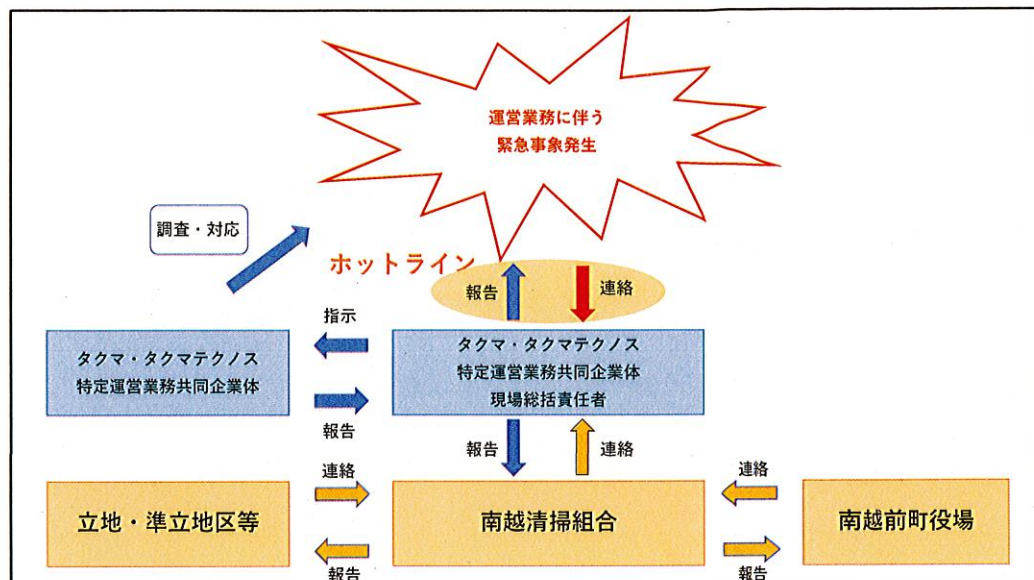


図1 運營業務に伴う緊急事象発生時の連絡体制

2. 事故発生時の体制

(1) 連絡体制

事故発生時の緊急時連絡体制は、図2の通りとする。また、緊急告知放送による地域住民への連絡は、【I・11・5 緊急告知実施マニュアル】に記載の通りとする。なお、詳細は【II・01・3 緊急時連絡体制表】に記載する。

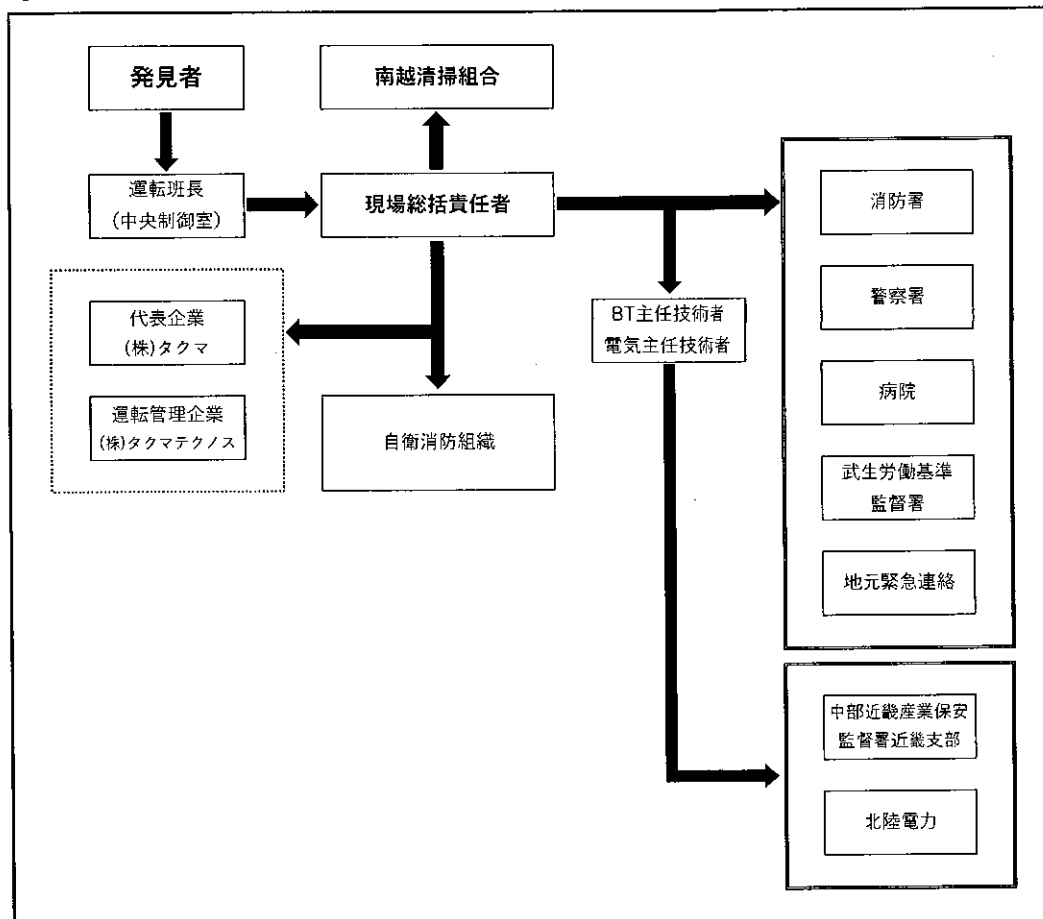


図2 緊急時連絡体制

(2) 自衛消防組織

事故時の対応体制は、運営 JV により編成された自衛消防組織の体制により対応する。体制は図 3 の通りとする。なお、詳細は【Ⅱ・10・4 自衛消防組織体制表】に記載する。

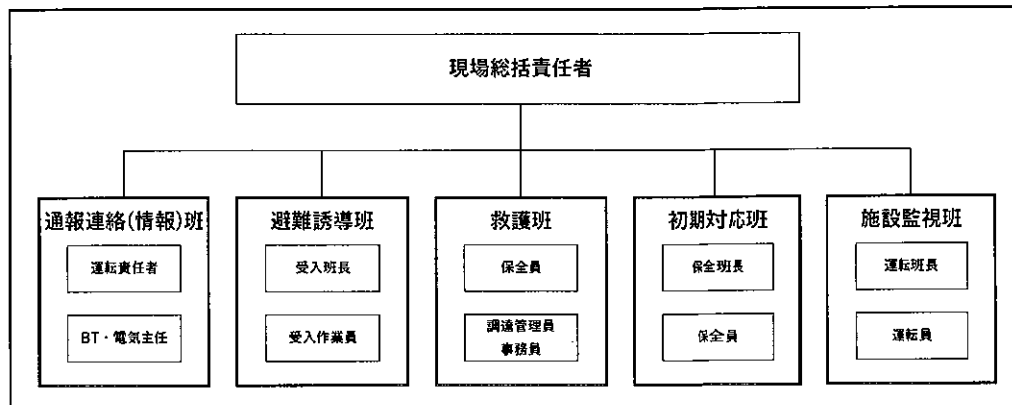


図 3 自衛消防組織体制

(3) 対応責任者

対応責任者は、現場総括責任者とする。ただし、不在等の場合には、表 2 の責任権限順位に従い代行者を対応責任者とし、責任権限順位の上位のものが現場に到着すれば、その時点で責任者を切り替える。

表 2 責任権限順位

責任権限順位	代行者
1	現場総括責任者
2	運転責任者
3	電気主任技術者
4	班長（日勤、直勤）

3. 事故のフェーズ

事故の規模による被害拡大のレベルをフェーズとして区切り、それぞれのフェーズごとに相当する事故とそれに対する対応を定める。事故のフェーズと内容は、表3の通りとする。また、対応体制と対応者は、表4、表5の通りとする。

表3 事故のフェーズと内容

フェーズ	内 容
フェーズ1 自衛消防組織など、本施設内部の 対応で収束した事故	初期消火で鎮火できた火災・爆発 自主防災組織で処理できた車両事故、危険物漏洩、薬品 漏洩、電気事故等
フェーズ2 南越消防組合の出動により収束 した事故	南越消防組合が出動して鎮火した火災・爆発 南越消防組合が出動して処理した車両事故、危険物漏洩、 薬品漏洩等
フェーズ3 南越消防組合の出動によっても 事故が収束せず、南越清掃組合の 事故対策本部が設置されるまで に至った事故	南越消防組合によっても鎮火しない火災・爆発 南越消防組合によっても処理できない危険物漏洩、薬品 漏洩、構外流出に至った事故等

表4 フェーズに応じた対応体制

フェーズ	対応組織	対応責任者	事故別主対応者
1	運営 JV 自衛消防組 織	現場総括責任者※	表5の通り
2	運営 JV 自衛消防組 織	現場総括責任者※	表5の通り
3	組合の事故対策本部	組合の対策本部長	現場総括責任者※

※対応責任者は、原則現場総括責任者とするが、不在時の場合は、表2の責任権限順位とする。

表5 事故別主対応者

事故の種類	フェーズ1、2における事故別主対応者
火災・爆発	防火管理者
危険物漏洩	危険物保安監督者
薬品漏洩、有害ガス漏洩、粉じん漏洩	特定化学物質取扱作業主任者
電気事故	電気主任技術者 ボイラータービン主任技術者
その他	現場総括責任者

4. 事故の想定

本施設の設備で想定される異常や事故及び対応例を、表 6 に示す。

表 6 想定事故と対応

設備	想定される異常	想定される事故	対応の種類
受入・供給	ごみピット内への火種の投入 ごみの発酵、発熱	ごみピット内火災	火災・爆発発生時の対応
	搬入車両の事故	車両事故・火災 危険物漏洩	車両事故発生時の対応 車両火災発生時の対応 危険物漏洩時の対応
	ごみピットへの転落事故	転落事故	ごみピット転落事故時の対応
燃 焼	ごみ投入ホッパからの逆火	ごみピット内火災	運転手順書 火災・爆発発生時の対応
	炉内圧力異常正圧	燃焼ガス噴出	運転手順書
	可燃ガスボンベ等の供給	燃焼室内での爆発	火災・爆発発生時の対応
	危険物輸送配管の破裂・損傷	危険物漏洩	危険物等漏洩時の対応
	危険物タンク等の破損	設備火災（損傷）	火災・爆発発生時の対応
ガス冷却	ボイラ安全弁作動	蒸気噴出	運転手順書
排ガス処理	薬品輸送配管の破損・損傷 薬品タンク等の破損	薬品漏洩	危険物等漏洩時の対応
	処理設備の故障	排ガス異常	運転手順書
通 風	風道の損傷	燃焼用空気の漏洩	運転手順書
	煙道の損傷	有害ガスの漏洩	危険物漏洩時の対応
給 水	断水	冷却水不足 機器損傷	運転手順書
排水処理	薬品タンクの破損 薬品輸送配管の破損・損傷 誤った受入による薬品の混合	薬品漏洩 有害ガス発生	危険物等漏洩時の対応
電 気	電気設備・機器の故障等 漏電	電気事故 感電	電気事故発生時の対応
機器設備 全般	機器の異常	異常騒音 異常振動	異常騒音・異常振動発生時の対 応

5. 事故発生時の報告

事故発生時には、【様式 NAE-11-13 緊急対応・事故報告書】を作成し組合に報告する。また、報告が必要な事故についての報告書及び報告者、報告先について、表 7 に示す。

表 7 報告が必要な事故

事故の種類	報告者	報告先	報告様式
労働災害	現場総括責任者	南越清掃組合	NAE-11-14 事故報告書
		武生労働基準監督署	NAE-11-15 労働者死傷病報告
電気事故等	BT 主任技術者	中部近畿産業保安監	NAE-11-16 電気事故速報(第 1 報)
	電気主任技術者	督部近畿支部	NAE-11-17 電気事故報告書

6. 事故発生時の対応

(1) 車両事故発生時の対応

車両事故発生時の対応フローを、図4に示す。

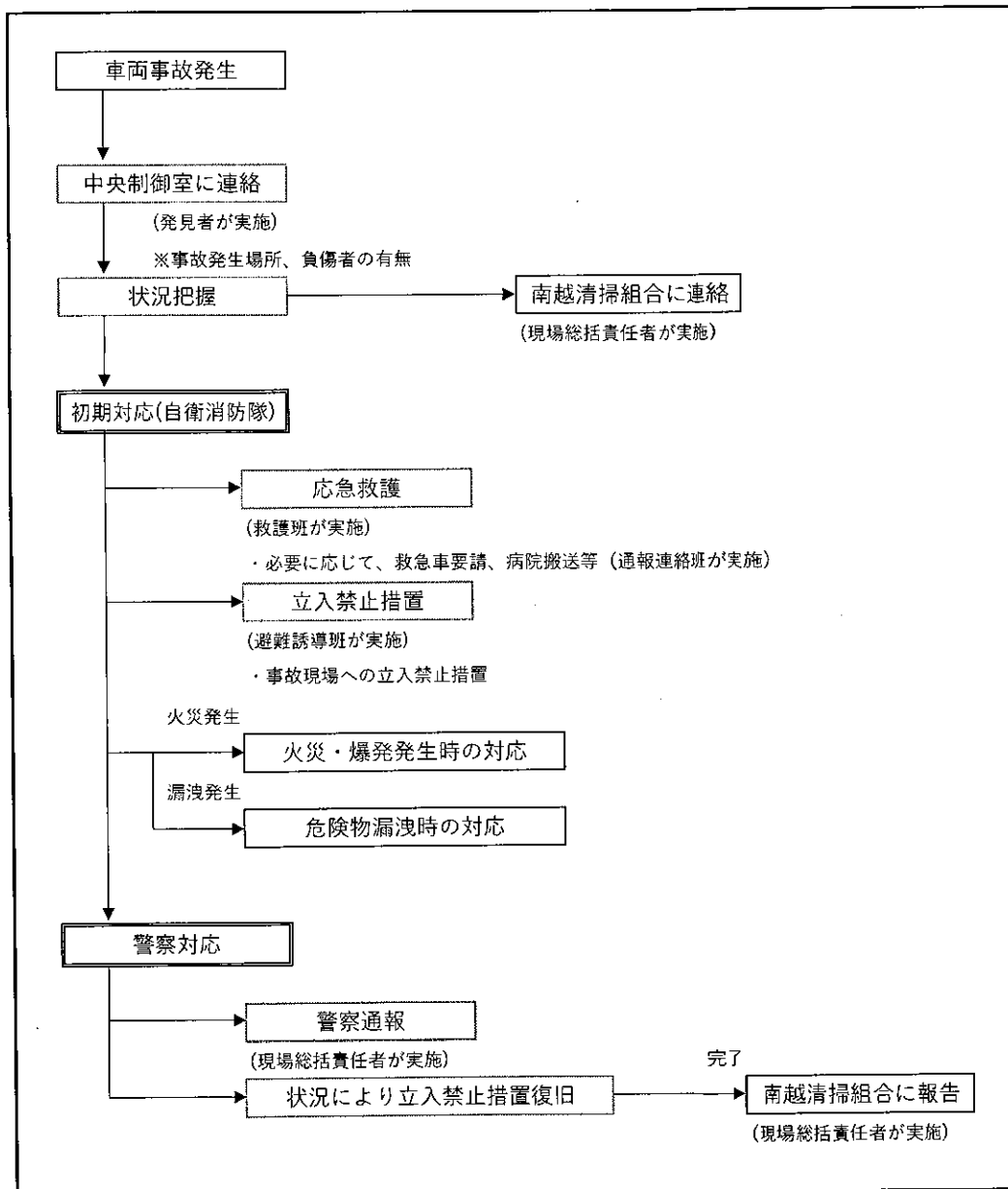


図4 車両事故発生時の対応

(2) ごみピット転落事故時の対応

ごみピット転落事故時の対応フローを、図5に示す。

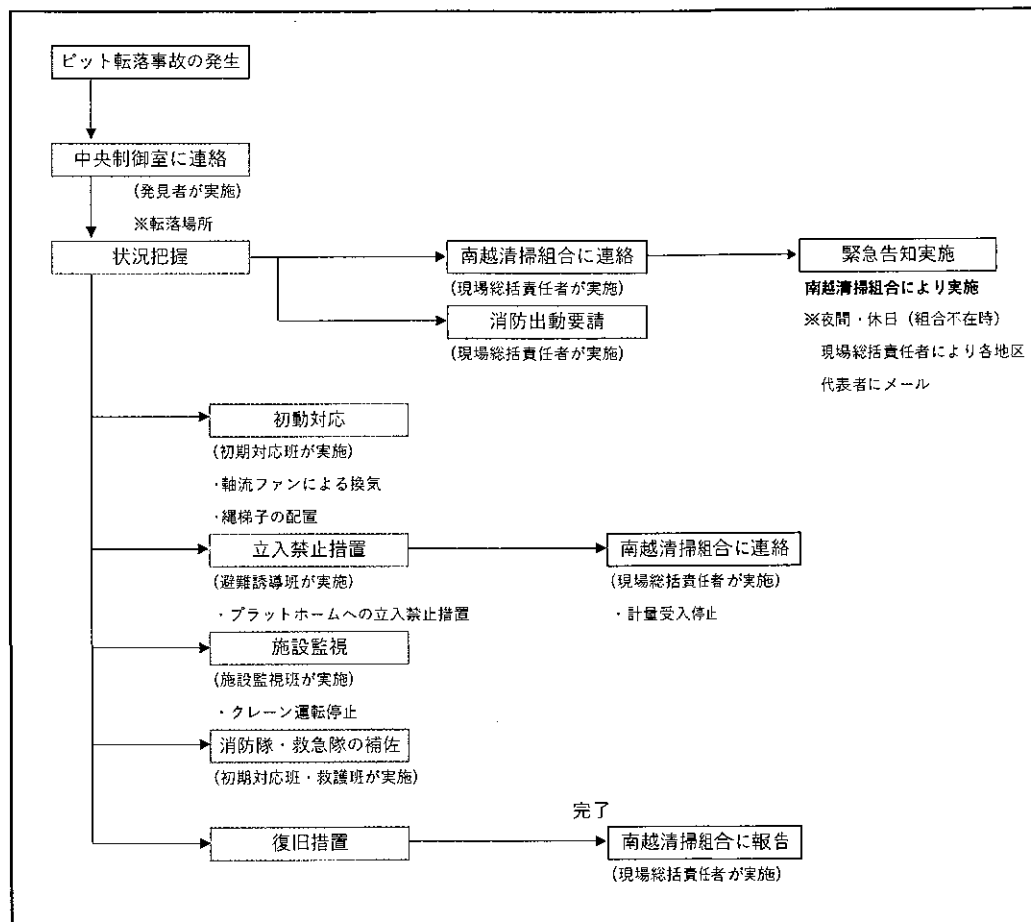


図5 ごみピット転落事故時の対応

(3) 車両火災発生時の対応

車両火災発生時の対応フローを、図6に示す。

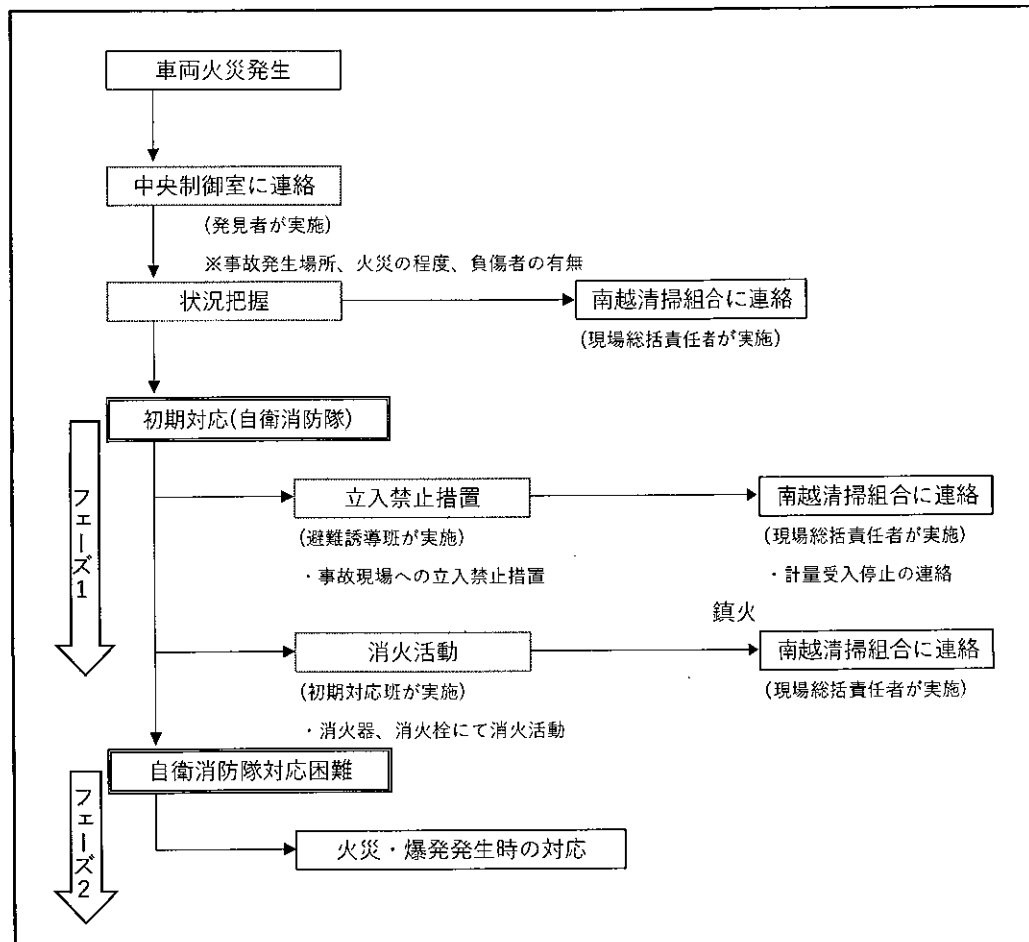


図6 車両火災発生時の対応

(4) 火災・爆発発生時の対応

火災・爆発発生時の対応フローを、図7に示す。

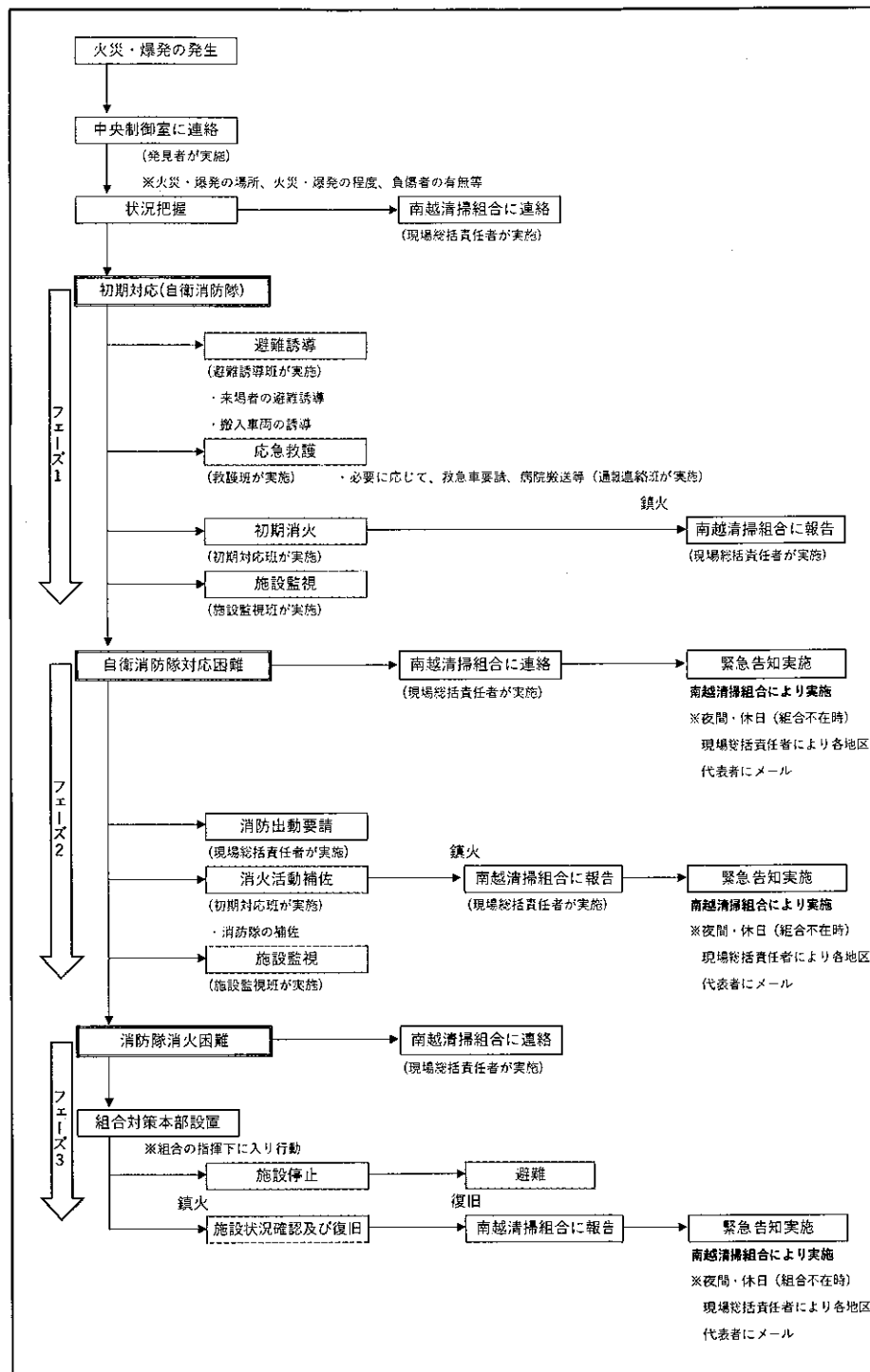


図7 火災・爆発発生時の対応

(5) 危険物等漏洩時の対応

危険物、薬品、有害ガス、漏洩時の対応フローを、図8に示す。対象とする危険物は、灯油とし、薬品は、苛性ソーダ、塩酸、尿素、キレート。有害ガスは、排ガスとする。

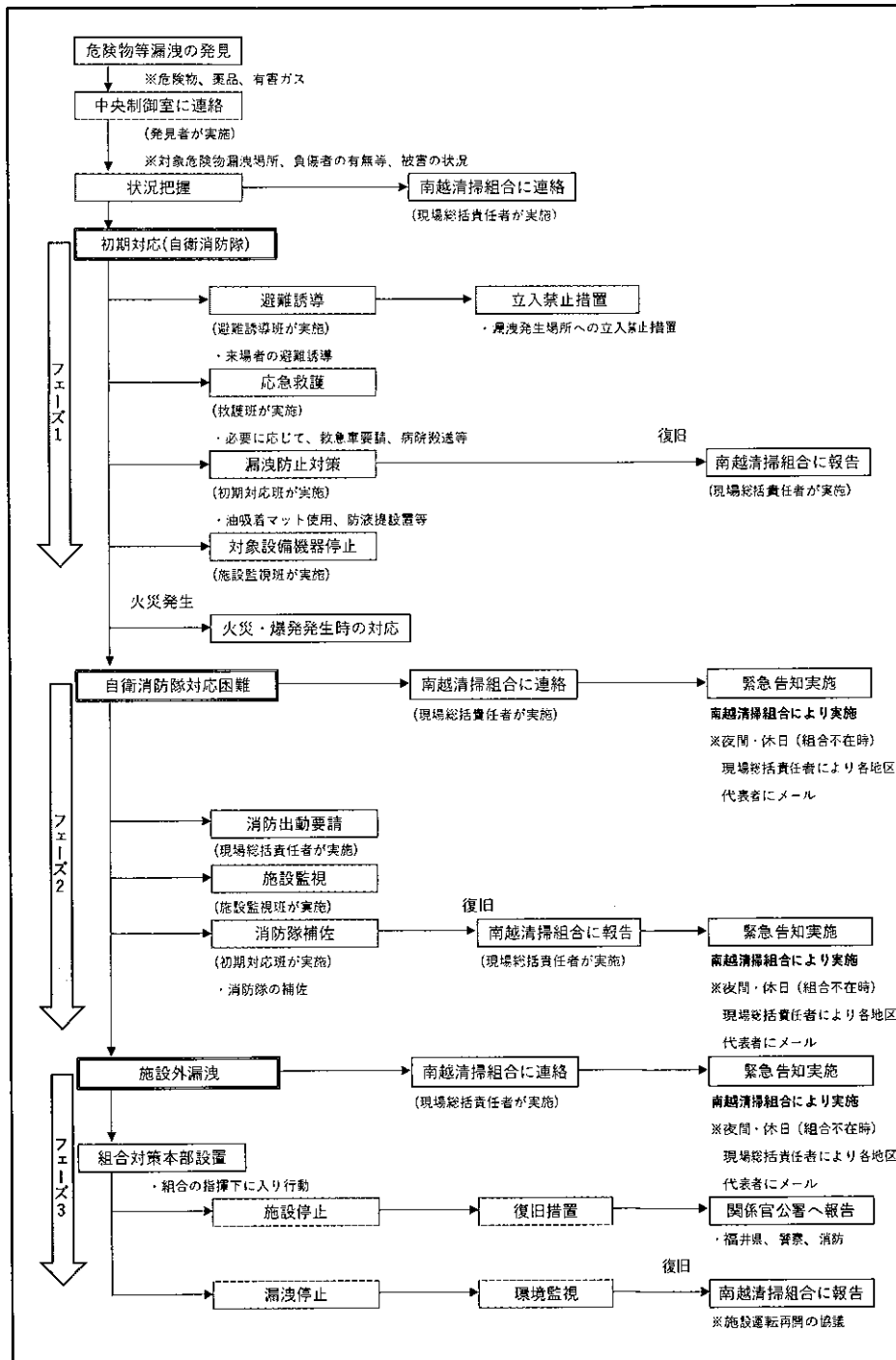


図8 危険物等漏洩時の対応

(6) 異常騒音・振動発生時の対応

異常騒音・振動発生時の対応フローを、図9に示す。

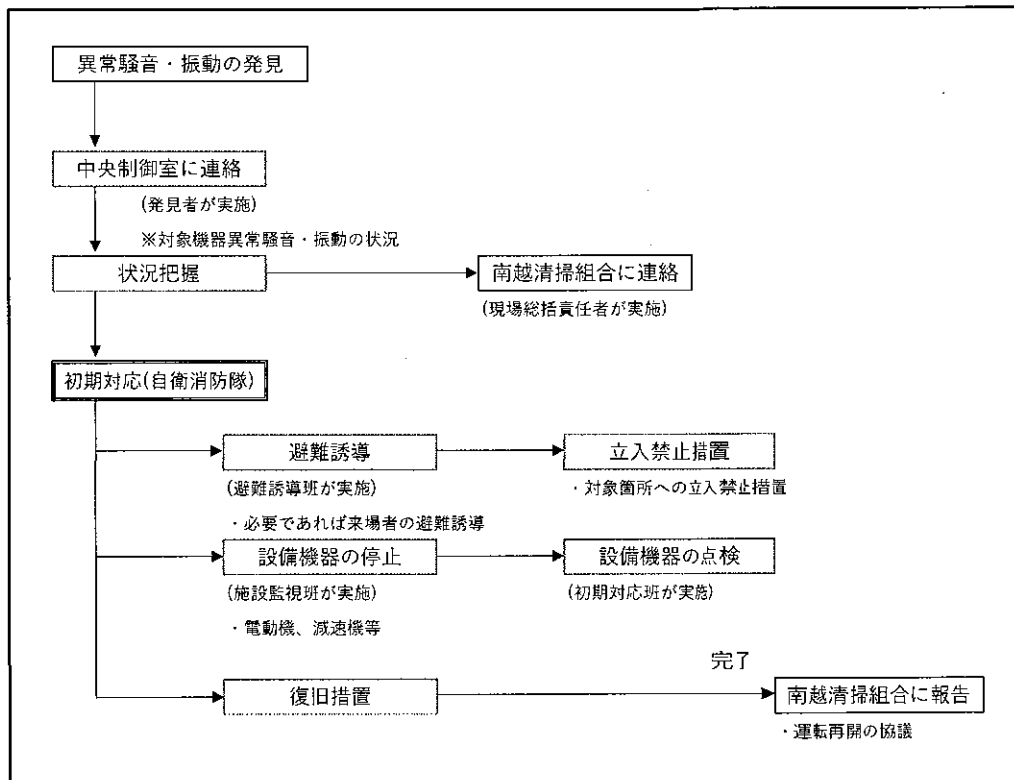


図9 異常騒音・振動発生時の対応

(7) 電気事故発生時の対応

電気事故発生時の対応フローを、図10に示す。

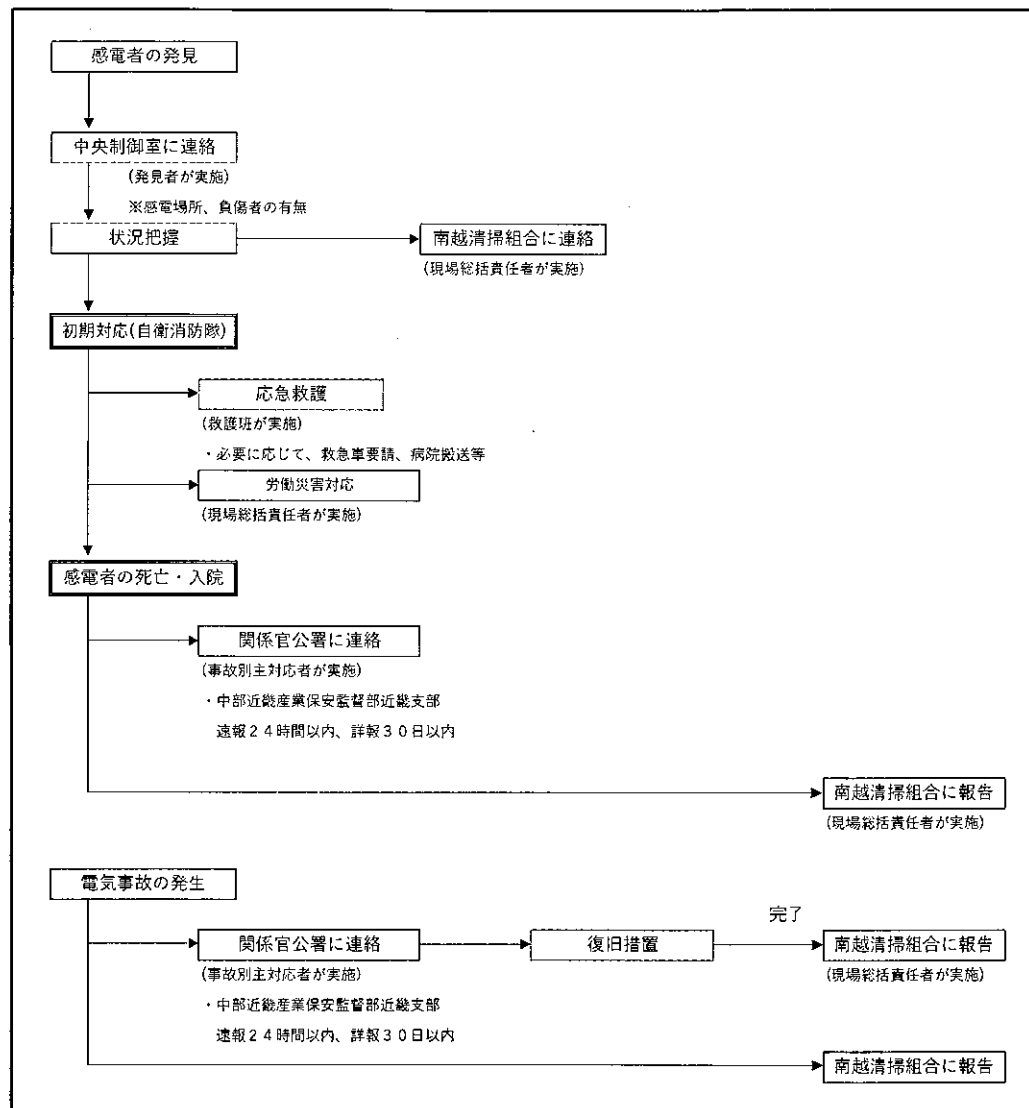


図10 電気事故発生時の対応